

〇〇労働組合（〇〇ユニオン）規約（例）

第1章 総 則

第1条（名称）

本組合は〇〇労働組合（以下「組合」という。）という。

(注)「労働組合」という名称ではなく「〇〇ユニオン」という名称でも問題ありません。この規約例を参考にする場合は該当する部分の名称を統一してください。

第2条（所在地）

組合は事務所を東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号におく。

第3条（目的）

組合は団結と相互扶助の精神により組合員の労働条件を維持改善し、経済的地位の向上をはかることを目的とする。

第4条（事業）

組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組合員の労働条件の維持改善に関すること
- (2) 組合員の福祉の増進と文化的地位の向上に関すること
- (3) 労働協約の締結、改訂に関すること
- (4) 同一目的を有する団体との協力、連携に関すること
- (5) その他目的達成に必要なこと

第2章 組合員

第5条（組合員）

組合は〇〇会社の従業員並びに組合が承認した者（以下「組合員」という。）によって組織する。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 〇〇以上の職にある者
- (2) その他組合が除外することを適当と認めた者

第6条（権利）

何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地、又は身分によって組合員たる資格を奪われない。

組合員は平等に次の権利を有する。

- (1) すべての問題に参加し、均等の取扱いを受ける権利

- (2) 組合役員その他の代表に選挙され、もしくは選挙する権利
- (3) この規約に基づき、自由に意見を表明し議決に参加する権利
- (4) 組合役員及び機関の活動の報告を求め、又は批判し解任を請求する権利
- (5) 懲戒処分について弁明し得る権利

(注) 前文（上記(1)の上段）下線部は、組合員に限定することなく広く労働者総体の権利を唱うことが組合法の解釈になっています。

第7条（義務）

組合員は平等に次の義務を負う。

- (1) 規約及び大会の決議に従い、機関の統制に服する義務
- (2) 組合費及び機関で決定したその他賦課金を納める義務
- (3) 規約に基づく各会議に出席する義務
- (4) 組合の機密をもらさない義務

第8条（加入の手続）

組合に加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記入のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

第9条（資格喪失）

組合員は次の場合にその資格を失う。

- (1) 退職したとき
- (2) 解雇、雇止めされたとき
ただし、組合が解雇、雇止めを正当と認めていない者については、その資格を失わない。
- (3) 除名されたとき
- (4) 脱退が認められたとき
- (5) 第5条ただし書きに該当したとき

第10条（脱退の手続）

組合を脱退するときは所定の脱退届に必要な事項を記載のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。

なお、組合に対し債務がある場合は、組合との約定に基づき脱退時若し

くは脱退後にその債務を完済すること（制裁として除名処分を受けた場合も同様とする。）。

第3章 機 関

第11条（機関の種類）

組合に次の機関をおく。

(1) 議決機関

ア 定期大会

イ 臨時大会

ウ 職場委員会

(2) 執行機関

ア 執行委員会

(3) 監査機関

ア 会計監査

(注) 職場委員会、執行委員会の名称はその組織に合う名称に変更できます。また、職域組織、地域組織等を置くことも可能です。この規約例を参考にしつつ変更・修正する場合は、関連する条項の整合性を図ってください。

第1節 議決機関

第12条（大会）

大会は組合の最高議決機関であって組合員全員をもって構成する。

第13条（定期大会）

定期大会は年1回開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。

第14条（臨時大会）

臨時大会は次の場合○日以内に開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。

(1) 執行委員会又は職場委員会が必要と認めたとき

(2) 組合員の〔3分の1以上〕の連署により理由を明らかにした文書で要求があったとき

(注) 〔 〕内の定足数は、その組織実態に合った内容にしてください。

第15条（告示）

大会の日時、場所、議題等は、開催の日から〔○日前〕に告示しなければ

ばならない。

ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(注) [] 内は、参加する組合員の都合等も考慮した日数を入れてください。

全国組織等組織実態にもよりますが、少なくとも「30日前」には、告示を出すのがよいでしょう。

第16条（付議事項）

大会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 運動方針の決定と経過報告の承認
- (2) 綱領及び規約の改廃
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 労働協約の締結、改正、期間の延長
- (5) 争議行為の開始及び終結
- (6) 闘争資金の積立て及び使用
- (7) 上部組織への加盟及び上部組織からの脱退
- (8) 組合員の表彰及び制裁
- (9) 役員の選任及び解任
- (10) 組合の統合及び解散
- (11) その他、上の事項に準ずる重要な事項

(注) (4)の労働協約等労使の団体交渉で妥結する事項などは、柔軟性を持たせない
と難しいこともあり、大会での報告事項ではありますが、妥結は大会に次ぐ
機関（第19条参照）等で行うようにすることもできます。

第17条（定足数と議決）

大会の定足数は「組合員の3分の2」とし、付議事項は出席者数の過半数をもって議決する。

ただし、前条(2)、(5)の場合は、組合員の直接無記名投票を行い、(2)については全組合員の、(5)については、投票数の過半数をもって決定する。

(注) [] 内は、組織実態に合わせた数にしてください。

前条(9)「役員の選任及び解任」で「役員選挙」を大会で行う場合には、直接無記名投票で選出する必要があります。この規約例では「第5章 選挙 第29条（役員の選挙）」で直接無記名投票によることが規定されています。

また、「代議員制」を取っている労働組合は多数あります。その場合には「代議員」の位置づけと選出方法を明示し、その代議員の定足数を決めます。

第18条（議長）

大会の議長は、組合員の中から立候補又は推薦により選出する。

第19条（職場委員会）

- 1 職場委員会は、大会に次ぐ議決機関であり、役員及び職場単位に選出された職場委員をもって構成する。
- 2 職場委員会の議長は、職場委員の互選により選出する。
- 3 職場委員会は、必要に応じて執行委員長が招集し、次の事項を討議する。
 - (1) 大会から次期大会までの日常活動の方針決定と経過報告
 - (2) 会計の中間報告
 - (3) 疑義を生じた規約の解釈
 - (4) 規約に基づく諸規定の決定と改廃
 - (5) その他、執行委員会が必要と認めた事項
- 4 職場委員会の定足数、議決等については、大会に準ずる。

(注) この規約例とは別の名称や組織形態にする場合は、規約内の関係条項と整合性を図ってください。

第2節 執行機関

第20条（執行委員会）

執行委員会は、大会において決定された事項及び規約に定められた組合業務を執行する。

第21条（構成と招集）

執行委員会は、正副執行委員長、書記長、会計、執行委員をもって構成し、執行委員長がこれを招集する。

(注) 役職員は必ずしも「副執行委員長」を置く必要はありません。「副執行委員長を置かない場合」や「委員長、書記長等を他の名称にする場合」には、この規約例の第24条・第25条等関連する条項を修正するなど整合性を図ってください。

また、この規約例の第11条部分で機関や機関名を変更・修正・追加した場合は、執行部に組み入れるかどうかなどを検討してください。

第22条（定足数と議決）

執行委員会は〔委員の3分の2〕をもって成立し、〔出席者の過半数〕をもって議決する。

〔注〕〔 〕内の定足数は、組織実態に合わせてください。

第23条（専門部）

執行委員会のもとに次の専門部を置く。

- (1) 組織部
- (2) 教育宣伝部
- (3) 調査部
- (4) 文化厚生部

〔注〕専門部は必ず設置しなければならないものではありません。組織実態に合った内容にしてください。（規定例：専門部を置くことができる。）

第4章 役員

第24条（役員）

本組合に次の役員を置く。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 ○名
- (3) 書記長 1名
- (4) 会計 ○名
- (5) 執行委員 ○名
- (6) 会計監査 ○名

〔注〕この規約例とは別の名称にしたり、役職を増・減したりする場合は、この規約例の第21条や次条以降の部分との整合性を図ってください。

第25条（職務）

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 執行委員長……本組合を代表し、業務を統轄する
- (2) 副執行委員長…委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 書記長………日常の業務を処理し、文書及び記録の整理、保管に当たる

- (4) 会 計……………組合財政を司る
- (5) 執行委員……………専門部を担当し、組合業務を執行する
- (6) 会計監査……………執行機関と独立して、本組合の会計業務を監査し、
定期大会において報告する

(注) この規約例とは別の名称にしたり、役職を増・減したりする場合は、この規約例の第11・21・23・24条等の部分の整合性を図ってください。

第26条 (任期)

各役員の任期は、大会から次期大会までとし再選を妨げない。ただし役員に欠員が生じたときには原則として補充選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(注) 上記規約例では、通常、大会が毎年1回行われれば任期は1年となります。「定期大会は毎年開催するが、役員の任期は2年にしたい」という場合は、そのように規定することも可能です。

第27条 (解任)

役員が職務を怠り又は機関の決定に反する行為をした場合は、大会において [出席者の3分の2以上] の賛成により解任することができる。

(注) [] 内の定足数は、組織実態に合った内容にしてください。

第5章 選 挙

第28条 (選挙管理委員の選出及び職務)

選挙の公正を期するため選挙管理委員会を置く。この委員は〇名とし、執行委員会が委嘱する。選挙管理委員は選挙に関する一切の職務を行う。

(注) 委員の人数や、その選出方法は、地区別や職域別等の実態に合わせてください。

第29条 (役員の選挙)

各役員の選挙は、組合員の直接無記名投票によって選出する。

第6章 会 計

第30条 (経費)

本組合の経費は、加入金、組合費、臨時組合費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第31条 (組合費)

組合費は1ヶ月〇〇円とする。

なお、大会で必要と認められたときは臨時に組合費を徴収することができる。

(注) 組合費をいくらにするのかは、組合員のみなさんで話し合い、組織を運営していくために妥当な金額を決めてください。

第32条 (会計年度)

本組合の会計年度は、○月○日より翌年○月○日までとする。

第33条 (会計報告)

- 1 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人によって正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表する。
- 2 会計帳簿は組合員の請求にもとづいて公開することとする。

(注) 文章中「職業的に資格がある会計監査人」とは、公認会計士等のことをいいますが、小規模組合での履行は難しいと思われます。しかし、労働組合法で定める労働組合の資格審査を受ける場合には、規約の中に上記下線部の内容を具備していることが求められます。

第7章 争 議

第34条 (同盟罷業の行使)

同盟罷業の行使は、組合員の直接無記名投票により、有効投票数の過半数によって決定する。

第35条 (闘争委員会)

執行委員会は、職場委員会にはかり必要に応じて闘争委員会を置くことができる。

(注) 「職場委員会」と別の名称にする場合や「職場委員会」を設置しない場合は、関係条項との整合性を図ってください。

第8章 賞 罰

第36条 (表彰)

組合員で、組合発展のため功労のあった者又は他の規範となると認められる者は、大会の議決によりこれを表彰することができる。

第37条（制裁）

組合員で次の各号に該当する者は、その情状によって大会の議決により制裁を加えることができる。

- (1) 組合の規約又は議決に違反した者
- (2) 組合の統制を乱し又は運営を妨げた者
- (3) 組合の名誉をき損した者
- (4) 組合員の義務を怠った者
- (5) その他各号に準ずる不適當な行為のあった者

第38条（制裁の種類）

制裁の種類は、戒告、権利停止及び除名とする。

〔注〕組織実態に合った内容にしてください。

第39条（制裁の手続き）

前条の制裁は、戒告及び権利停止は〔大会出席者の過半数〕の賛成をもって、除名は〔3分の2以上〕の賛成をもって決定する。ただし、制裁の決定の前に、必ず本人に弁明の機会を与えなければならない。

〔注〕〔 〕内の定足数は、組織実態に合わせてください。

第9章 解 散

第40条（解散）

本組合の解散は、全組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の4分の3以上の賛成をもって決定する。

第10章 規約の改廃

第41条（規約の改廃）

本規約は全組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改廃することはできない。

附 則

本規約は、○年○月○日より施行する。

(注)

- 1 この規約例の各条項の中で下線を付した部分は、労働組合法が規定する組合規約への必要的記載事項です。このうち「直接無記名投票」が義務付けられている「役員選出」「同盟罷業（ストライキ）の開始」「規約の改廃」の投票を大会において行う場合には、もし規約に「可・否同数の場合は議長が決する。」との議決規定を設けてあってもこれを適用することはできません（組合員の無記名投票ではなく、議長が決めたことになるため）。
- 2 この規約例の一部（注）に記載がある「[] 内の定足数は、組織実態に合わせてください。」とは、『『全国組織など組織の大きさ』『参加者の移動時間や費用』『交代制、シフト制など、勤務時間帯が異なる』等、その組織の実態に合った内容にしてください。』との趣旨です。一度、規約を施行すると改廃の手続きには手間・時間・費用がかかりますので、慎重に対応してください。
- 3 組合規約に規定しきれない部分は、規約の当該条項内に「詳細については、別途定める。」として、別規程を作成することもできます。

憲法・労働組合法抜すい

日本国憲法（抜すい）

第12条 [自由及び権利の保持責任とその濫用の禁止]

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第27条 [勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止]

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第28条 [勤労者の団結権]

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働組合法（抜すい）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

2 刑法（明治40年法律第45号）第35条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

(労働組合)

第2条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- 一 役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの
- 二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。
- 三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの
- 四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

第2章 労働組合

(労働組合として設立されたものの取扱)

第5条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第2条及び第2項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を与えられない。但し、第7条第1号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

- 2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。
 - 一 名称
 - 二 主たる事務所の所在地
 - 三 連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」と

いう。)の組合員は、その労働組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。

五 単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。

六 総会は、少なくとも毎年1回開催すること。

七 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されること。

八 同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

九 単位労働組合にあつては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。

(交渉権限)

第6条 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

(不当労働行為)

第7条 使用者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しく

はこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。但し、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

四 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第27条の12第1項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法（昭和21年法律第25号）による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

（損害賠償）

第8条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

第3章 労働協約

(労働協約の効力の発生)

第14条 労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによつてその効力を生ずる。

(労働協約の期間)

第15条 労働協約には、3年をこえる有効期間の定をすることができない。

2 3年をこえる有効期間の定をした労働協約は、3年の有効期間の定をした労働協約とみなす。

3 有効期限の定がない労働協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によつて相手方に予告して、解約することができる。一定の期間を定める労働協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定があるものについて、その期間の経過後も、同様とする。

4 前項の予告は、解約しようとする日の少くとも90日前にしなければならない。

(基準の効力)

第16条 労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となつた部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。

第4章 労働委員会

(労働委員会の権限)

第20条 労働委員会は、第5条、第11条及び第18条の規定によるもののほか、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあつせん、調停及び仲裁をする権限を有する。

(不当労働行為事件の審査の開始)

第27条 労働委員会は、使用者が第7条の規定に違反した旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この

場合において、審問の手續においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

- 2 労働委員会は、前項の申立てが、行為の日（継続する行為にあつてはその終了した日）から1年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

（審査の計画）

第27条の6 労働委員会は、審問開始前に、当事者双方の意見を聴いて、審査の計画を定めなければならない。（第2～第4項略）

（救済命令等）

第27条の12 労働委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令（以下「救済命令等」という。）を発しなければならない。

- 2 調査又は審問を行う手續に参加する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べるができる。
- 3 第1項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを使用者及び申立人に交付しなければならない。
- 4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。

（和解）

第27条の14 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。（第2～第8項略）

第5章 罰 則

第28条 救済命令等の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は、1年以下の禁錮若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれに併科する。

《都 内 主 要 労 働 団 体 一 覧》

1 日本労働組合総連合会東京都連合会（連合東京）

所在地：港区芝浦3-2-22 田町交通ビル 電話：03(5444)0510

組 合 名	所 在 地	電 話 番 号
U A ゼンセン東京都支部	港区芝2-20-12 友愛会館14F	03(5418)4520
電機連合東京地方協議会	港区三田1-10-3 電機連合会館3F	03(3455)5522
情報労連東京都協議会	千代田区神田駿河台3-6 全電通労働会館4F	03(3219)2720
自治労東京都本部	千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ4F	03(3556)3755
自動車総連東京地方協議会	港区海岸1-4-26 ゆうらいふセンター本館7F	03(3434)3580
J A M 東京都連絡会	江東区亀戸1-10-9	03(5875)4073
J P 労組東京地方本部	港区麻布台1-14-14 第35興和ビル4F	03(5574)7561
損害保険労連東京	千代田区麹町5-3 麹町中田ビル3F	03(5276)0071
東京都電力総連	港区浜松町1-21-2 東電労組礎会館5F	03(3459)8580
フード連合東京地区協議会	港区芝浦1-13-16 森永芝浦ビル 全森永労働組合内	03(5155)0575
私鉄東京連絡会	台東区元浅草4-6-15 私鉄関東地方連合会内	03(3842)1456
航空連合東京	大田区羽田空港3-5-1 JALメンテナンスセンター1 6F J A L 労働組合内	03(5756)9120
基幹労連東京都本部	中央区新川1-23-4 I・Sリバーサイトビル2F	03(3555)8636
J E C 連合東京地連	台東区池之端2-7-17 井門池之端ビル2F	03(5832)9612
サービス連合東日本地連	新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2F	03(5919)3261
運輸労連東京都連合会	台東区東上野1-21-12 運輸労連東京会館5F	03(3833)2051
J R 総連東京都協議会	台東区上野7-1-1 上野駅新幹線本屋内	03(5830)2256
印刷労連関東南部地方協議会	港区芝2-20-12 友愛会館16F	03(5442)0196
全国ガス東京	大田区大森西5-11-1	03(5493)8261
政労連東京地区連絡会議	千代田区神田小川町1-10-3 保坂ビル5F	03(5298)6360
全水道東京水道労組	文京区本郷1-4-1 全水道会館3F	03(3814)3795
全自交東京地方連合会	渋谷区千駄ヶ谷3-7-9 全自交会館内	03(3408)0876
メディア労連東京支部	渋谷区神南2-2-1 NHK放送センター内	03(3465)1647
ゴム連合東京都協議会	中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー 13F ブリヂストン労組本社支部内	03(5202)7794
J R 連合東京都協議会	千代田区丸の内1-11-5 JR東海ユニオン内	03(3201)8588
労供労連東京	台東区根岸3-25-6 タブレット根岸ビル5F	03(5603)1300

東京国税労組	中央区築地5-3-1 東京国税局内509号室	03(3524)0309
全印刷東京地区協議会	北区西ヶ原2-3-15 全印刷労働組合東京支部	03(5567)1219
全駐労東京地区本部	福生市牛浜140	042(551)1037
日本税関労働組合東京地区本部	江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎4F	03(3599)6488
全国労働金庫労働組合連合会	千代田区神田駿河台2-9 昇龍堂ビル3F	03(3293)1645
連合東京紙パ連合	中央区銀座4-7-5 王子ホールディングス本館4F 王子製紙新労働組合本社支部内	03(3563)4475
労済労連東京連絡会	新宿区西新宿7-20-8 7F	03(3360)6016
全電線東京地方協議会	千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル4F 413	03(3286)3294
東京都公立学校教職員組合	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館2F	03(5276)1311
交通労連東京都支部	荒川区西日暮里2-26-12 ガーネットビル4F	03(6458)3145
国公総連関東東京	江東区東雲1-9-5 東雲合同庁舎2F 関東農政局東京都拠点内	03(3533)6900
全国競馬連合大井厩務員労組	品川区勝島2-2-34	03(3765)9543
森林労連東京地方連絡協議会	千代田区霞が関1-2-1 林野庁内	050(3525)3894
港運同盟関東地方本部	港区海岸3-9-40 港湾労働センター1号室	03(3452)8010
東京私立学校教職員組合	豊島区巢鴨1-14-3 藤ビル403	03(5976)8575
自治労連東京	北区王子本町1-15-22 北区役所内	03(3908)1111 (内3637)
首都圏建設産業ユニオン(直加盟)	渋谷区神南1-3-10	03(3462)5331
K P U 東京地連(直加盟)	台東区東上野1-21-12 運輸労連東京会館3F	03(6803)0585
連合ユニオン東京(直加盟)	港区芝浦3-2-22 田町交通ビル2F	03(5444)0538
全国一般東京一般労組(直加盟)	千代田区神田三崎町3-4-8 ヤマダビル402	03(3263)2460
東急ホテル労組(直加盟)	千代田区永田町2-14-3 赤坂エクセルホテル東急内	03(3593)2372
東京都特区現業労組(直加盟)	板橋区板橋2-66-1 板橋区役所内	03(3964)5733
連合東京三多摩ユニオン(直加盟)	立川市曙町2-15-20 三多摩労働会館5F	042(529)5550
全国一般東京ゼネラルユニオン(直加盟)	新宿区山吹町294 小久保ビル3B	090(9363)6580
連合東京地域労組連絡会	港区芝浦3-2-22 田町交通ビル2F 連合東京気付	

*「連合東京」は、連合（日本労働組合総連合会）の地方組織の一つです。

2 東京地方労働組合評議会（東京地評）

所在地：豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館内 6F 電話：03(5395)3171

組 合 名	所 在 地	電 話 番 号
東 京 国 公	千代田区霞が関1-3-1 経済産業省2F (全経済本省支部内)	03(3501)6973
都 大 教	調布市調布ヶ丘1-5-1 電通大教職員組合内	042(443)5027
都 立 大 労 組	八王子市南大沢1-1 本部棟3F	042(677)0213
都 教 組	千代田区二番町12-1 全国教育文化会館内	03(3230)3891
都 障 教 組	千代田区二番町12-1 全国教育文化会館内	03(3230)1565
東 京 自 治 労 連	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館4F	03(5940)7951
化学一般全関東地本	港区芝4-6-8 千代田三田ビル3階	03(3453)0424
J M I T U 東 京	北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ3F	03(5961)5601
東 京 靴 工 組 合	台東区東浅草2-24-2 東京靴工会館内	03(3876)3805
建 交 労 東 京	江東区門前仲町1-20-3 東京建設自労会館7F	03(3820)8644
国 労 東 京	荒川区西日暮里2-55-1	03(3806)9261
全 港 湾 東 京	港区海岸3-9-40 港湾労働センター 5号室	03(3451)6924
金 融 労 連 東 京 地 連	千代田区平河町1-9-9 レフラスック平河町ビル402号	03(3230)8415
東 京 私 教 連	千代田区二番町12-1 全国教育文化会館内	03(3230)4091
東 京 私 大 教 連	新宿区高田馬場2-5-23 第一桂城ビル3F	03(3208)8071
東 京 医 労 連	台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館6F	03(3872)7191
福 祉 保 育 労 東 京 地 本	台東区蔵前4-6-8 サニープレイスビル5F	03(5687)2967
全 労 連・全 国 一 般 東 京	中央区日本橋人形町3-7-13 日本橋センチュリープラザ401	03(6661)2773
生 協 労 連 東 京 都 連	渋谷区渋谷3-29-8 コーププラザ3F	03(5778)8185
首 都 圏 青 年 ユ ニ オ ン	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5F 公共一般内	03(5395)5359
東 京 土 建 一 般	新宿区北新宿1-8-16	03(5332)3971
建 設 関 連 労 連	新宿区北新宿1-8-16 けんせつプラザ東京801号	03(3364)2143
全 印 総 連 東 京	文京区本郷2-36-2 T M畑中ビル3F	03(3818)5126
出 版 労 連 東 京 地 協 連	文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F	03(3816)2911
民 放 労 連 関 東 地 連	新宿区四谷3-11 光徳ビル401	03(3355)2285
新 聞 労 連 東 京	文京区本郷2-17-17 井門本郷ビル6F	03(5842)2201
郵 政 産 業 ユ ニ オ ン 東 京 地 本	中央区京橋3-6-3 京橋通り郵便局内5F	03(3535)5447
年 金 者 組 合 東 京	豊島区南大塚3-43-13 スミヨシビル302号室	03(3986)8566

金融ユニオン東京支部	千代田区平河町1-9-9 レフラスック平河町ビル403	03(3239)1443
首都圏移住労働者ユニオン	豊島区東池袋2-60-2 池袋パークハイツ301	03(5950)5671
コミュニティユニオン東京	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館1F	03(3946)9277
電機・情報ユニオン東京支部	品川区二葉2-20-8 染野ビル2F	03(6421)5323
自交総連東京地連	台東区根岸4-11-10	03(3871)4115
その他地域組織		

3 全国労働組合連絡協議会東京協議会（東京全労協）

所在地：港区新橋 4-21-7 つるや加藤ビル 4F B 電話：03(5403)1650

組合名	所在地	電話番号
東京都労働組合連合会	新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎10F・S	03(3343)1301
国鉄労働組合東京地本	荒川区西日暮里2-55-1	03(3806)9261
全水道東京水道労働組合	文京区本郷1-4-1 全水道会館3F	03(3814)3795
全国一般東京東部労働組合	葛飾区お花茶屋1-18-11 田邑ビル5F	03(3604)5983
全労協全国一般東京労働組合	千代田区九段北1-2-1 九段北1丁目ビル3F	03(5215)8788
全国一般東京南部	港区芝2-8-13 KITAハイム芝3F	03(3434)0669
全統一労組東京地方支部	台東区上野1-12-6 2F	03(3836)9061
東京清掃労働組合	千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ5F	03(3237)9995

* 「東京全労協」は、全労協（全国労働組合連絡協議会）の地方組織の一つです。

関係行政機関一覧

《労働相談情報センター》

東京都では、賃金・退職金等の労働条件や労使関係など労働問題全般にわたり、相談に応じています。

また、労働法や労働問題に関するセミナーの開催、資料の配布、ビデオソフトやDVDの貸し出し、労働関係情報の収集・提供なども行っています。

●電話相談

東京都ろうどう110番



ろうどう110番
0570-00-6110

相談無料・秘密厳守

月曜日から金曜日の午前9時～午後8時（終了時間）【祝日及び12月29日～1月3日を除く】

土曜日の午前9時～午後5時（終了時間）【祝日及び12月28日～1月4日を除く】

●来所相談（予約制）

事務所	所在地/担当区域（会社所在地）	電話番号	夜間
労働相談情報センター （飯田橋）	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階 【担当地区】千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ	03(3265)6110	月曜 金曜
大崎事務所	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2階 【担当地区】港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区	03(3495)6110	火曜
池袋事務所	豊島区東池袋4-23-9 【担当地区】文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区	03(5954)6110	木曜
亀戸事務所	江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ7階 【担当地区】台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区	03(3637)6110	火曜
国分寺事務所	国分寺市南町3-22-10 【担当地区】立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡	042(321)6110	月曜
八王子事務所	八王子市明神町3-5-1 【担当地区】八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市	042(645)6110	水曜

・担当区域に応じて、各事務所が月曜日から金曜日の午前9時～午後5時（終了時間）まで実施しています。

（祝日及び12月29日～1月3日は除く）

・夜間は、各事務所が担当曜日に午後8時（終了時間）まで実施しています。

・土曜日は、飯田橋で午前9時～午後5時（終了時間）まで実施しています。

・土曜日の相談は、祝日及び12月28日～1月4日は実施していません。

・来所相談は予約制になります。

＜労働資料センター＞

労働資料センターでは、「労働」に関する図書、資料、定期刊行物、労働組合資料などを収集し、閲覧・貸出を行っています。

名称	所在地	電話番号
東京都労働資料センター	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 9階	03(5215)5857

＜労政会館＞

会議室などが設置してあります。労使の会議・集会などにご利用いただけます。

会館名	所在地	電話番号
南部労政会館	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー 2階	03(3495)4915
国分寺労政会館	国分寺市南町3-22-10	042(323)8515
八王子労政会館	八王子市明神町3-5-1	042(645)7451

＜労働委員会＞

労働委員会は、労働組合と使用者間の労働条件や組合活動のルールを巡る争いの解決や、使用者による不当労働行為があった場合における労働組合や組合員の救済など、集団的労使関係を、安定、正常化することを主な目的として、地方自治法及び労働組合法に基づき設置された合議制の行政委員会であり、公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）、使用者の代表者（使用者委員）の三者で構成されています。

名称	所在地	電話番号
東京都労働委員会	新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 南塔37F [主な事務] ●不当労働行為の審査に関すること。 ●労働組合の資格審査に関すること。 ●労働協約の地域的拘束力の適用に関すること。 ●地方公営企業における非組合員の範囲の認定及び告知に関すること。 ●争議行為の予告通知違反に対する処罰請求に関すること。 ●労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。 ●公益事業の争議行為の予告通知の受理に関すること。 ●労働争議の実情調査に関すること。 ●申請の受付並びに相談に関すること。	03(5320)6996

＜労働基準監督署＞

署名	所在地	電話番号
中 央	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎 6・7 階	03(5803)7381
上 野	台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎 7 階	03(6872)1230
三 田	港区芝5-35-2 安全衛生総合会館 3 階	03(3452)5473
品 川	品川区上大崎3-13-26 (2 階～4 階)	03(3443)5742
大 田	大田区蒲田5-40-3 月村ビル 8・9 階	03(3732)0174
渋 谷	渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎 5・6 階	03(3780)6527
新 宿	新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎 4・5 階	03(3361)3949
池 袋	豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎 1 階	03(3971)1257
王 子	北区赤羽2-8-5	03(6679)0183
足 立	足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎 4 階	03(3882)1188
向 島	墨田区東向島4-33-13	03(5630)1031
亀 戸	江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ 8 階	03(3637)8130
江 戸 川	江戸川区船堀2-4-11	03(6681)8212
八 王 子	八王子市明神町3-8-10	042(680)8752
立 川	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎 3 階	042(523)4472
青 梅	青梅市東青梅2-6-2	0428(28)0058
三 鷹	武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル 3 階	0422(67)0651
町 田 支 署	町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎 2 階	042(718)8610
小笠原総合事務所	小笠原村父島字東町152	04998(2)2102

＜公共職業安定所（ハローワーク）＞

所 名	所在地	電話番号
飯 田 橋	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎 1～5階・9階	03(3812)8609
上 野	台東区東上野4-1-2	03(3847)8609
品 川	港区芝5-35-3 1～3階	03(5419)8609
大 森	大田区大森北4-16-7	03(5493)8609
渋谷	渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎	03(3476)8609
新宿 (歌舞伎町庁舎)	新宿区歌舞伎町2-42-10	03(3200)8609
新宿 (西新宿庁舎)	新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23階	雇 03(5325)9580 職 03(5325)9593
池 袋 (池袋庁舎)	豊島区東池袋3-5-13	03(3987)8609
池 袋 (サンシャイン庁舎)	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階	雇 03(5958)8609 職 03(5911)8609
王 子	北区王子6-1-17	03(5390)8609
足 立	足立区千住1-4-1 東京芸術センター 6～8階	03(3870)8609
墨 田	墨田区江東橋2-19-12	03(5669)8609
木 場	江東区木場2-13-19	03(3643)8609
八 王 子	八王子市子安町1-13-1	042(648)8609
立 川	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎 1～3階	042(525)8609
青 梅	青梅市東青梅3-12-16	0428(24)8609
三 鷹	三鷹市下連雀4-15-18	0422(47)8609
町 田	町田市森野2-28-14 町田合同庁舎 1階	042(732)8609
府 中	府中市美好町1-3-1	042(336)8609
小笠原総合事務所	小笠原村父島字東町152	04998(2)2102